

公布された規則のあらまし

佐賀県観光施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

- 1 佐賀県観光施設条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することとした。

佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

- 1 新たな工鉦業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用に係る使用料の額を定めることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成27年4月1日から施行することとした。

国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）の負担金徴収開始年度を定める規則（規則第8号）

- 1 国営土地改良事業負担金条例附則第4項の事業の効果が発生したものとして知事が規則で定める年度は、平成27年度とすることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（規則第9号）

- 1 宅地建物取引業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第3条関係、様式第1号及び様式第2号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成27年4月1日から施行することとした。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第10号）

- 1 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第1条関係）
- 2 情報公開・個人情報保護審査会臨時委員の報酬日額及び旅費の額を定めることとした。（別表関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1については、平成27年4月1日から施行することとした。

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第11号）

- 1 佐賀県知事等の給与の特例に関する条例施行規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することとした。

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第12号）

- 1 特定任意講習の手数料のうちチャレンジテスト及び特定任意高齢者講習以外の特定任意講習に係るものの額を改定することとした。（別表関係）

2 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則（規則第 13 号）

1 住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳法施行細則ほか 2 規則について、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行することとした。